

盛岡市緑の基本計画の策定について

平成13年6月1日
都市整備部

1 計画の背景と位置づけ

本市では、様々な緑を守り、育て、活かしていくため、「花と緑のマスタープラン」（昭和55年）や「盛岡広域都市計画 緑のマスタープラン」（昭和59年）に基づき、公園の整備、緑地の保全、緑化の推進などを展開してきました。

しかし、計画策定から約20年が経過し、都市化の進展、産業構造の変化、ライフスタイルや価値観の変化、地球規模での環境保全意識の高まりなど、大きな時代の流れの中で、緑そのものの存在価値や人々の緑に対する意識も大きく変化し、既定計画では十分対応しきれない部分も多くなってきました。

本計画は、このような時代の変化や都市緑地保全法の改正などを踏まえたものであり、「第3次盛岡市総合計画」の将来都市像を実現するための緑に関するマスタープラン、更には新たな世紀に対応した独自性と創意工夫にあふれる、花と緑及びオープンスペースに関する総合的な指針として定めようとするものです。

2 盛岡市緑の基本計画について

森の緑、水辺の緑、田園の緑、まちの緑。私たちをとりまく緑は様々な機能を持ち、私たちに多くの恵みを与えてくれるかけがえのないものです。

- 動物の生息・生育空間となります
- 心身をリフレッシュします
- レクリエーションの場を提供します
- 魅力ある景観をつくります
- 快適な住環境をつくります
- 災害を防止します

「盛岡市緑の基本計画」は、“緑は生物の多様性を確保する基盤となるものであり、地域環境さらには地球環境にとってかけがえのないものであること”、“盛岡らしい緑を確保するために、量、質、連続性の観点からの取り組みが必要であること”を意識し、緑の保全や創出のあり方を提案しています。

また、“盛岡の緑は市民自らが守り育てていくもの”であり“それによって盛岡独自の緑の文化が醸成されていく”という考えのもと、“市民参加”を計画の柱の一つとして位置づけます。

2-1 計画の目標年次

- 対象期間：平成13年度～平成32年度（20年間）
- 目標年次：平成32年度
- 中間年次：平成22年度

2-2 計画の対象区域

計画の対象となる区域は、都市計画区域全域（約34,900ha）とします。

2-3 検討の経緯

- 平成11年11月 「盛岡市緑の基本計画策定懇話会」設置第1回懇話会
(公募委員3名を含む16名の委員により構成)
- 平成11年12月 市民・事業所アンケートの実施
- 平成12年2月 第2回懇話会
- 平成12年4月 第3回懇話会
- 平成12年5月 インターネット・ホームページの開設
- 平成12年6月 リーフレット「もりおかの緑」第1号発行
第4回懇話会(現地見学会)
- 平成12年7月 第5回懇話会(分科会)
- 平成12年9月 第6回懇話会(分科会)
- 平成12年10月 リーフレット「もりおかの緑」第2号発行
- 平成12年11月 リーフレット「もりおかの緑」第3号発行
第7回懇話会
- 平成13年2月 第8回懇話会
- 平成13年3月 第9回懇話会
「盛岡市緑の基本計画(素案)」の縦覧(3月15日～4月16日)
- 平成13年5月 第121回盛岡市都市計画審議会に報告

【盛岡市緑の基本計画策定懇話会委員名簿(五十音順、敬称略)】

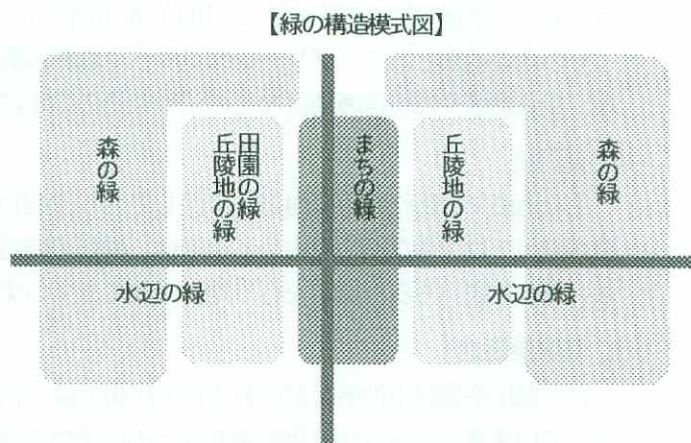
氏名	職名・活動等	備考
阿部 丕顕	岩手県土木部都市計画課長	(11年度)
太田 昭	市アミティウ推進市民懇話会委員	
岡 晶子	(株)マシエリ副社長	
小笠原 ツタ子	市女性懇話会委員	
金沢 滋	グランドワーク実行委員会委員	
幸丸 政明	岩手県立大学総合政策学部教授	
斉藤 徳美	岩手大学工学部教授	
坂本 ロビン	市アミティウ推進市民懇話会委員	
笹村 忠佑	公募により選出された委員	
佐藤 宏明	国土交通省東北地方整備局岩手工事事務所長	
鷹薨 紅子	市環境デザイン委員会委員	(副座長)
高畑 陽子	公募により選出された委員	
中村 正	市環境デザイン委員会委員	
野田坂 伸也	県景観アドバイザー	
広田 純一	岩手大学農学部教授	(座長)
本間 義昭	岩手県土木部都市計画課長	(12年度)
松崎 敏彦	公募により選出された委員	

3 緑の現況と課題

3-1 緑の構造

本市は北に岩手山、東西に丘陵地が連なる南に向かって開けた北上盆地の北端に位置しています。そして、これらの山々から流れ出る雫石川、中津川、築川を集めた北上川が南北に貫いています。

本市の緑の構造はこのような地形特性の上に成り立っており、とりわけ市街地を取り囲む東西丘陵地の緑が、表情豊かなまちにしていることが特徴的です。



3-2 アンケート結果

市民及び事業所の緑に対する考えや意見を把握するためアンケート調査を行いました。

(1) 住民アンケート結果

- ・本市の特徴的な緑は、「近郊の山々や丘陵地の緑」と「河川などの水辺の緑」である。
- ・自宅周辺の緑は、7割が「十分」あるいは「まあまあ」と感じているが、居住年数が長いほど「緑が少なくなった」と感じている人の割合が高い。
- ・緑の保全は「少なくとも現状維持」が「積極的な増加」を上回っている。
- ・「公園の整備・充実」、「道路の緑化」、「河川敷や堤防等の緑化」に重点を置くべきである。
- ・公園には「日常的な散策」、「自然」、「高齢者・身障者が利用しやすい」ことを望んでいる。
- ・行政は「地域の緑化活動への支援」と「市民グループづくりの支援」を行うべきである。
- ・何らかの形で維持管理へ「関わっていききたい」との回答が約8割に達する。
- ・「周囲の緑の満足感」、「緑の推移」、「維持管理への関心」についての地域別クロス集計では、松園地域は緑が充実しているが、中心地域や青山地域などは満足度が低く、維持管理への意欲が高い。湯沢地域や乙部地域では緑の減少感はあるが、現状の緑への満足度は高い。

(2) 事業所アンケート結果

- ・「緑化をしたいがスペースがない」という事業所が約6割。
- ・緑化は事業活動上「重要」と考える事業所が約6割。
- ・現在の緑化活動は「地域の緑化・美化活動への参加または協賛」が最も多い。
- ・グラウンドなどのオープンスペースを保有している事業所は約2割。

3-3 緑の現況と特性

(1) 丘陵地と水辺

本市は市域の約80%にあたる39,000haが緑に覆われています。しかし市街地内だけで見ると、緑に覆われている割合は約13%となり、緑が少ない状況にあります。

市域の約7割を占める森林地域は、生態系の頂点に立つイヌワシをはじめ、多種多様な動植物が生息しています。また上流部に広大なダム湖を持つ北上川、雫石川、中津川といった河川に恵まれ、周辺丘陵地の緑とともに本市を特徴づける緑を形成しています。

(2) 公園、地域性緑地

公園の整備状況は、平成11年度末で340箇所、面積約260ha、一人あたりの公園面積は9.1㎡/人となっており、全国平均(7.9㎡/人・H11)を上回っています。

その他の緑地として、グリーンプロットや森林公園などの公共施設緑地、社寺境内地などの民間施設緑地、風致地区や環境保護地区などの法や条例の指定による地域制緑地があります。

(3) 街路樹

主な道路では街路樹や植樹帯を確保しており、国道の緑化率は約12%、県道で約11%となっていますが、路線延長では大きな割合を占める市道は、幅員の問題から約4%にとどまっています。近年の街路事業においては住民自ら樹種選定を行う地区も出てきています。

(4) 商業業務地

岩手県庁や盛岡市役所などのある官公庁街では、全体の緑化率は約20%、官公庁施設だけでは約13%となっています。大通りや映画館通りなどの商業地では、商業環境の整備とともに緑や花を活かした賑わいづくりが行われています。このほか、盛岡駅西口地区や盛岡南地区では、新しい都心地区にふさわしい緑豊かな景観づくりを進めることとしています。

(5) 住宅地

生け垣の設置や街角の花壇づくりなど、住民による緑豊かな住宅地づくりが進められています。特に松園地区など、計画的に整備された住宅地で盛んとなっています。

また浅岸地区などでは緑地協定により、緑豊かなまちづくりを積極的に展開しています。

しかし、中心市街地やその周辺のマンション、アパートなどの立地が進む地区では、駐車場の確保などが優先され緑地が減少している状況にあります。

(6) 市民参加の状況

最近では緑地協定の締結や市民の手による公園整備など、自らの手によって緑を増やそうという動きも見られます。市民アンケート結果を見ると、「緑地の維持に関わっていきたい」という回答は約8割近くを占めており、こうした活動に対する支援が求められています。

3-4 緑の課題

緑の現況やアンケート結果から、本市における緑の課題は次のように整理されます。

◆ 森や川の緑は

○盛岡らしい緑を活かし伝えていくことが必要です。

○管理が十分でない緑を守っていく仕組みが必要です。

◆ 街の緑は

○大規模公園の整備を進めることが必要です。

○街路樹の質を高めるなど、街なかの緑の充実が必要です。

◆ 民有地では

○民有地の緑化を進めることが必要です。

○質の高い緑を増やすための支援方策が必要です。

◆ これからの緑づくりのために

○市民の意欲を活かす仕組みが必要です。

○市民・企業・行政が一体となって、市民活動を支援する仕組みが必要です。

4 計画の基本方向

4-1 基本理念

緑が文化になるまち盛岡

“緑が文化になる”とは、

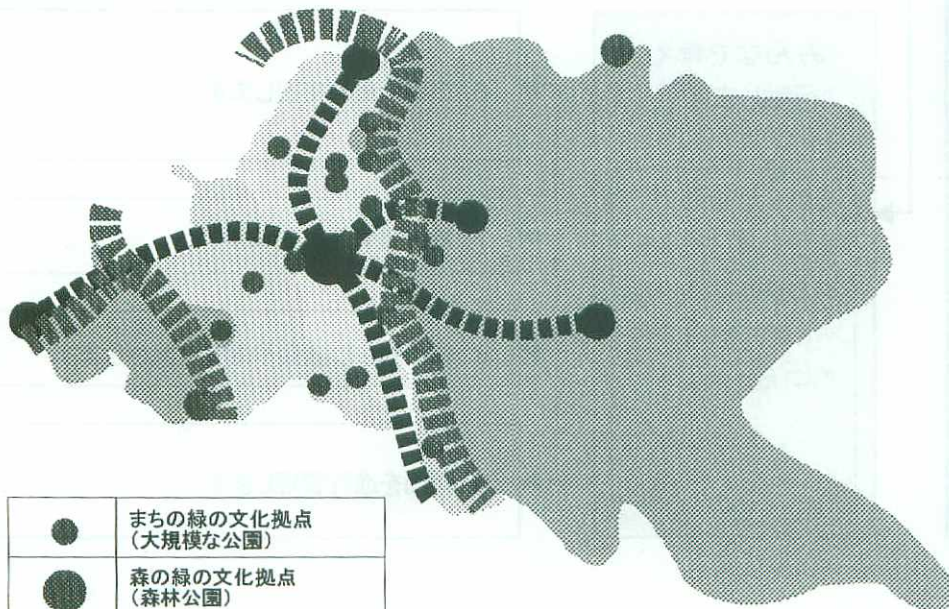
例えば、次のようなことが当たり前になる（生活の一部となる）ことも“緑が文化になる”と言えます。

みんなが 緑の大切さを認識する
緑を守り育てる
緑豊かを感じる
緑を誇りに感じる
緑とのふれあいを楽しむ
緑づくりを生きがいと感じる
緑に関する知恵を後世に伝える

4-2 緑の将来像

盛岡市をこれまで育ててきた森、水辺、田園、まちの緑は、緑の文化形成のための基盤となる緑として、今後も守り育て、活かしていくとともに、緑と私たちのかかわりがより豊かになるよう、水辺の緑と市街地周辺の丘陵地を軸として、田園、公園、道路の緑を有機的に結合し、「水と緑のネットワーク」を形成します。

緑の将来像図（水と緑のネットワーク図）



●	まちの緑の文化拠点 (大規模な公園)
●	森の緑の文化拠点 (森林公園)
●	水辺の緑の文化拠点 (ダム湖周辺の公園)
■■■■	水辺の緑のネットワーク
■■■■	まちを取り囲む 緑のネットワーク

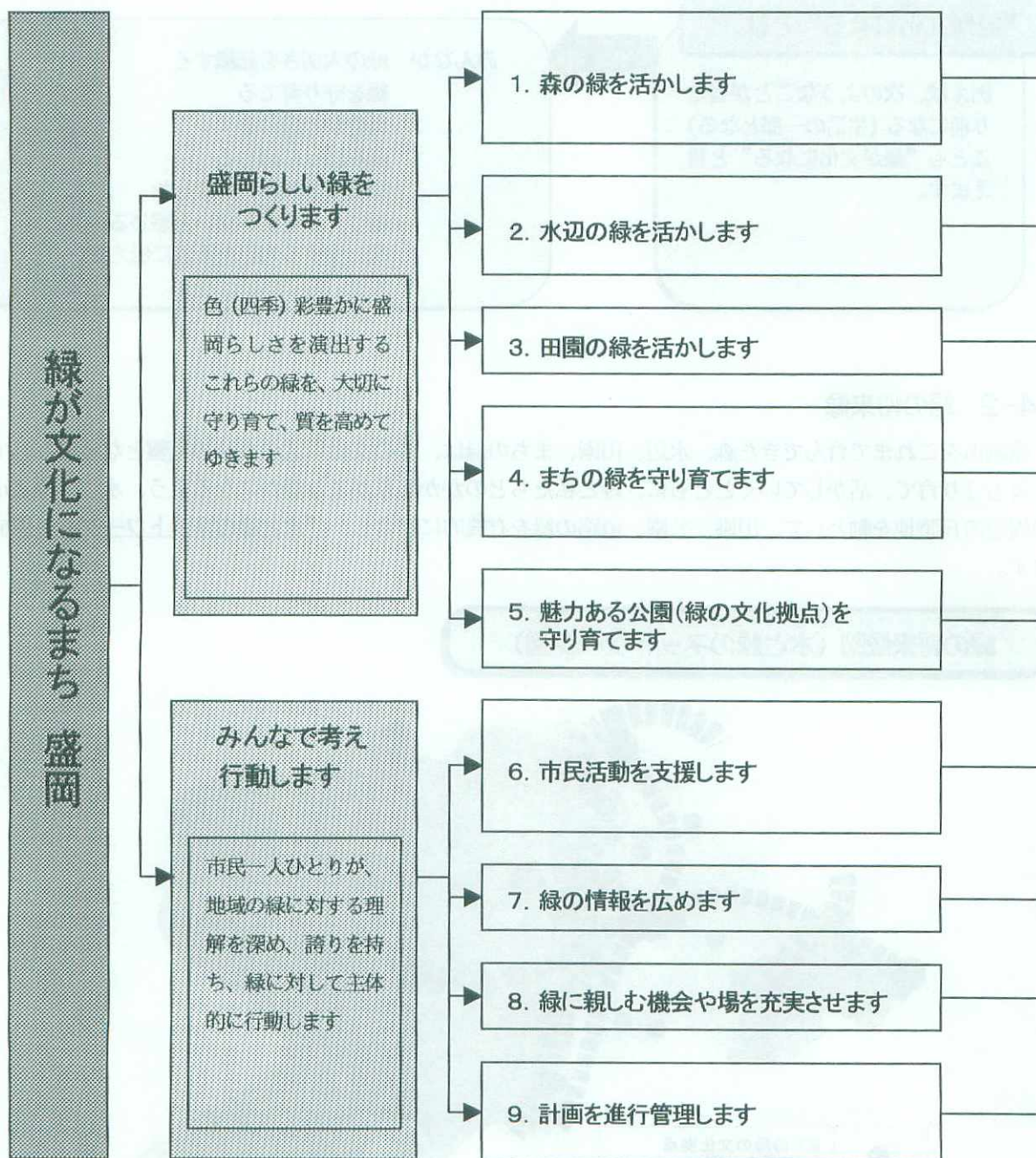
■	森の緑
■	田園の緑
■	まちの緑

4-3 基本方針と施策の方向性

基本理念

基本方針

施策の方向性



施策の展開

→ ■県条例による緑の保全指定地域の維持 ■地域制緑地の指定の検討 ■保安林の維持と指定拡充 ■森林維持管理の強化 ■里山利用の促進 ■森林レクリエーションの場の充実 ■自然散策路の充実

→ ■水辺の緑の保全と連続性の確保 ■水辺のレクリエーションの場の整備 ■水辺のネットワークの形成

→ ■農地の保全 ■農村環境の保全 ■田園地域における公園の整備 ■市民農園の整備

→ ■市条例による緑の指定地域の維持及び指定拡充 ■街路樹の設置推進と維持管理の強化 ■街角における緑化の推進 ■良好な民有緑地の保全と創出 ■公共公益施設の緑の維持・保全 ■中心市街地における緑化の促進 ■住宅街における緑化の促進

→ ■核となる公園づくり ■身近な公園づくり ■誰もが利用できる公園づくり ■市民参加による公園づくり

→ ■市民の緑化活動の推進 ■緑化ボランティアの活動支援 ■森林ボランティアの活動支援 ■緑のアドバイザー登録制度の制定 ■緑の基金制度の充実 ■市民活動に対する表彰制度の充実 ■緑のリサイクルの促進

→ ■緑に関する多様な情報の発信 ■緑化センター（緑の文化センター）の設置と活用

→ ■家庭や学校・地域における緑の学習の展開 ■緑のイベントの開催と充実

→ ■緑に関する情報の収集とデータベース化 ■緑の市民モニター制度の創設 ■緑の市民意識調査の実施 ■進行管理体制の整備

5 計画の目標

○ 公園の整備目標

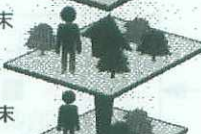
「一人あたりの公園面積を 20㎡に」

身近に緑が感じられる生活環境の実現を目指し、公園の整備目標をこのように設定します。

平成 32 年度末
(目標年次)
20㎡/人



平成 22 年度末
(中間年次)
13.0㎡/人



平成 12 年度末
(現在)
9.1㎡/人



○ 市民参加の目標

「一人ひとりが緑にかかわっていこう」 ～ 市民全てがガーデナー ～

市民一人ひとりが緑に関心を持ち、身近な緑の維持管理などの活動に積極的にかかわっていくことにより、緑を守り育てる心を養います。

○ 緑の質向上の目標

「市民みんなが『美しい』と思える緑を目指そう」

～ 美しい緑は未来への財産 ～

市民モニター制度と緑の市民意識調査を有効的に活用し、本市の緑の質的狀況を的確に把握し、8割以上の市民が「美しい」と感じられる緑づくりを目指します。

6 緑地の配置

6-1 環境保全のための緑地の配置

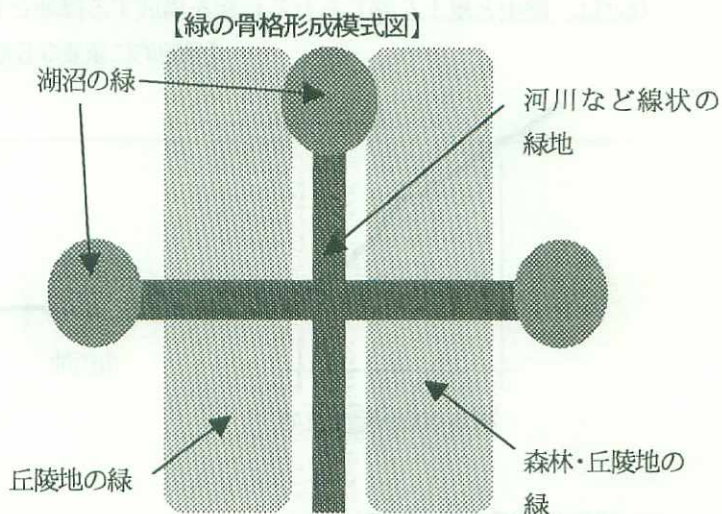
(1) 骨格となる緑地を形成します

東部や西部に広がる森林の緑と市街地周辺の丘陵地の緑は、骨格を形成するためのまとまりのある緑として位置づけます。これと森林から流れ市街地を貫流する北上川、雫石川、中津川、築川の河川の軸となる緑を合わせて、本市の骨格となる緑地として位置づけます。

(2) 生物の生息・生育空間を確保しネットワークさせます

市域に分布する各種生物の生息・生育空間を確保するよう、緑地を配置します。

市街地に分布する緑や周辺の田園の緑を、河川の緑などでネットワークさせ、多様な生息・生育空間を確保するように配置します。



6-2 レクリエーションのための緑地の配置

(1) 水と緑のレクリエーション体系を形成します

ダム周辺の緑地や、河川敷等の水辺の緑と、森林公園や風致公園及び今後整備が予定される小鹿公園などの森の緑を位置づけ、これらのレクリエーションの場を自然散策路によりネットワークさせることにより、本市の水と緑のレクリエーション体系を形成します。

(2) スポーツレクリエーション体系を形成します

スポーツレクリエーションの拠点を、北部（県総合運動公園）、南部（盛岡南公園）にそれぞれに位置づけ、各種スポーツレクリエーションに対応した緑地などとともに、本市のスポーツレクリエーション体系を形成します。

(3) 様々なレクリエーションに対応します

岩手公園や志波城古代公園は盛岡の歴史にふれあえる緑地として位置づけます。

岩山南公園は、動物や植物とふれあえる公園として位置づけます。

中央公園は、盛岡の文化にふれあえる公園として位置づけます。

(4) 日常的なレクリエーションの場を確保します

市街地における日常的なレクリエーションのための緑地として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を配置バランスに留意して整備します。

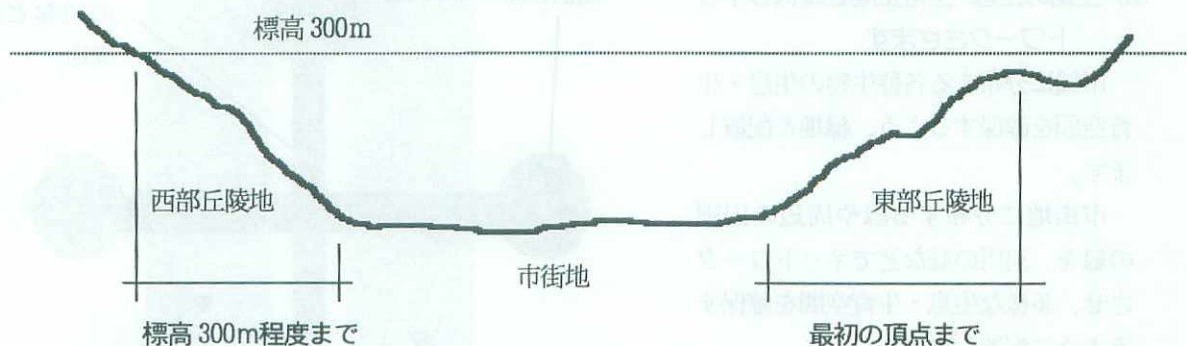
6-3 景観のための緑地の配置

(1) 盛岡らしい景観を形成します

市街地を取り巻く丘陵地の緑、潤いを与える河川の緑、広大な水面のある湖沼の緑、広々とした農業試験場の緑は、自然豊かな景観を構成する緑地として位置づけます。

盛岡城跡である岩手公園、豊富な社寺林のある八幡宮などの大規模な社寺仏閣、北山や寺の下の寺院群、ふるさとの雰囲気を醸し出す西部の広大な田園地帯や東部の樹園地の緑、復元の進められている志波城跡などは、歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地として位置づけます。

【景観的に重要な丘陵地の範囲】



(2) 緑豊かな視点を確保します

岩手山を望む緑豊かな視点場として、岩手公園と、北上川にかかる開運橋などの橋詰めの緑を位置づけます。

市域を見渡せる緑豊かな視点場として、岩山、愛宕山、蝶ヶ森、高陣山、飯岡山の緑を位置づけます。

6-4 防災のための緑地の配置

(1) 災害を防止します

土砂災害を防止する緑地として、地滑り、土砂流及び急傾斜地崩壊危険箇所などを含む緑地を位置づけます。

市街地火災時に延焼を防止する緩衝緑地として、河川の緑地、緑道や幹線道路の緑を位置づけます。

(2) 安全な避難場所・避難路を確保します

災害時に安全な避難場所となる緑地として、既に広域避難所として位置づけられている岩手公園、高松公園などに加え、新たに中央公園、盛岡南公園、盛岡南地区公園、前九年公園を防災機能を持つ公園として位置づけます。市街地における身近な避難場所としては、街区公園、近隣公園及び教育施設のグラウンド等を位置づけます。

災害時における安全な避難路として、幅員があり植樹帯の設置されている緑道や幹線道路を位置づけます。

7 地域制緑地の指定方針

地域制緑地とは私たちの生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行うことにより保全を図る制度です。

以下の指定方針を満たす区域を候補地として抽出し、今後の保全と活用のあり方を検討することとします。

7-1 指定方針

(1) 既に位置づけられている区域

- ・ 既に指定されている区域や上位計画で指定することが望ましいとされている区域

(2) 良好な自然が残されている区域

- ・ 特徴的な植生等が見られる区域または動植物の生息・生育空間として重要な区域

(3) 開発される可能性が高い区域

- ・ 開発圧力が高い区域で、開発から緑を守る必要がある区域

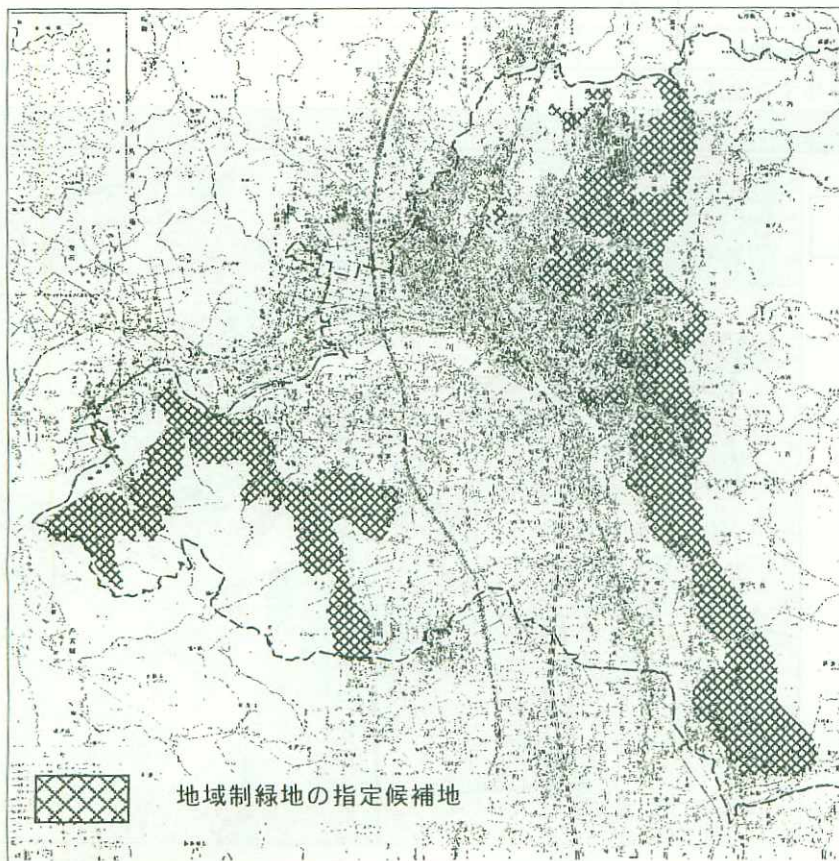
(4) 良好な景観を構成する区域

- ・ 景観的なシンボルとなっている区域または市街地からの眺望対象となる区域

(5) 歴史文化的に重要な区域

- ・ 歴史的あるいは文化的に貴重な空間として存在している区域

7-2 指定候補地



8 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の文化形成を先導するモデル地区として位置づけるものであり、7地区の候補地のなかから、緑の文化を先導する地区として、次の3地区を選定しました。

・ 中心市街地地区

商業業務機能が集積し盛岡市の顔とも言える地区ですが、全般的に緑が不足しているため、様々な手法により盛岡の顔にふさわしい緑あふれるまちづくりをめざします。

・ 新市街地地区

盛岡の新しい都心地区として整備が進められており、緑の文化の拠点となる大規模公園と一体的に新世紀にふさわしい総合的かつ計画的な緑づくりを行っていきます。

・ 浅岸地区

新しい住宅地の形成を進めている地区で、緑に対する住民意識が高く、住民参加による緑づくりのモデルとして緑化を進めます。

【緑化重点地区の検討表】

設定の方針	中心市街地	新市街地	都南中央	高松北山	岩山・山王	浅岸	青山
特に緑の少ない地域	○						○
風致の維持が重要な地区				○	○		
住民意識が高い地区						○	
面的整備を実施する地区		○	○			○	
良好な住宅地の形成		○	○			○	○
モデル的に緑化を推進すべき地区	○	○				○	
まちの顔となる地区	○	○					
水と緑のネットワークを形成する地区	○	○		○	○	○	
ヒートアイランドの防止に寄与する地区	○						
選定箇所	●	●				●	

緑化重点地区設定図



〔企画部関係：都市整備部関係〕

区 分	共 通 課 題
広域合併 広域行政・	・都市計画等において、近隣市町村と十分な話し合いや意見交換をする機会があればと感じている。

1、これまでの状況

都市計画法において、都道府県は当該市町村の区域外にわたり都市計画区域を指定することが出来るとされております。

都市計画区域は自然的、社会的条件及び人口、土地利用、交通などの現状、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する必要がある区域を指定します。

その主旨から、昭和45年に定められました盛岡広域都市計画区域は現在、盛岡市、矢巾町、滝沢村、玉山村の1市1町2村で構成されております。

この構成市町村において、県が定めた「盛岡広域都市計画基本計画」に基づき盛岡広域都市計画や盛岡広域都市計画事業の促進を図るために昭和48年に盛岡広域都市計画推進協議会を組織し、各種課題の検討や研修、意見交換などを随時行っている状況であります。

2、今後の取り組み

平成13年5月18日から施行されております改正都市計画におきましては、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「県都市計画区域マスタープラン(以下県マスとする。)」』の制度が創設され、県において3年以内に策定することとされております。同様に都市計画法において各市町村で作成することとなっている都市計画マスタープランは、この県マスに則さなければならないこととされていることから、盛岡広域都市計画の構成市町村は既存の推進協議会を活用しながら県も含めて今まで以上に連絡を密に取り合っていく必要があるものと考えております。

[都市整備部関係]

区 分	共 通 課 題
開発規制	<p>大きな道路沿い、国道や県道沿いは、開発規制をゆるめて計画的に整備を図るべき。</p> <p>県道や国道の周りの地域の規制を排除する政策をしていかないと、街の発展は連携した形にいかない。拠点、拠点に街ができていく。</p>

1. 市街化調整区域における幹線道路沿線での開発許可について（これまで）

都市計画法では、国道や主要な県道及び4車線以上の歩車道が分離された都市計画道路の沿線については、通常の市街化調整区域の許可の条件より開発許可の条件がゆるめられており、沿道サービス施設（ドライブインやガソリンスタンド等）が許可できるものとなっています。

また、盛岡広域都市計画区域内では、4車線以上の道路の沿道又は高速道路のインターチェンジ周辺で土地利用上支障がない区域については、大規模な流通業務施設について立地可能となっております。

2. 今後の街づくりの考え方

盛岡市としての街づくりの考え方は、国・県道沿線の開発の規制緩和による、線的な街の発展による連続性ではなく、農業等との調整を図りながら、面的に段階的かつ計画的に市街化を図って行くべきと考えております。

区 分	共 通 課 題
開 発 規 制	<p><雫石町></p> <p>雫石町は開発行為の規制がほとんどない状況だが、盛岡市は大幅な規制があり、地域住民から異論がでている。</p>

1. 市街化区域及び市街化調整区域（線引き）の制度と開発許可との関係

開発許可制度は、線引き制度を担保するものとして、すなわち、市街化区域、市街化調整区域の開発行為に対して一定の整備水準を保たせるとともに、市街化調整区域内にあっては、一定のものを除き開発行為を行わせないこととして、これらの目的を達しようとしています。

2. 開発許可制度上の雫石町と盛岡市の相違点

盛岡市・線引都市計画区域（盛岡広域都市計画区域：盛岡市、矢巾町、滝沢村、玉山村）

- ・ 市街化区域内：開発面積が 1,000m² 以上は許可が必要となります。
- ・ 市街化調整区域：法 29 条第 1 項第 2 号～第 11 号に該当するもの及び法第 34 条各号に該当するもの以外は許可できないこととなっています。
- ・ 都市計画区域外：旧都市計画法・・・開発許可対象外
改正都市計画法・・・1 ha 以上は許可が必要

雫石町・未線引都市計画区域

- ・ 都市計画区域内：開発面積が、3,000m² 以上は許可が必要となります。
- ・ 都市計画区域外：旧都市計画法・・・開発許可対象外
改正都市計画法・・・1 ha 以上は許可が必要

盛岡市の雫石町と接する付近は、ほとんど市街化調整区域となっており、開発許可の条件は、雫石町よりは厳しいものとなっております。しかし、地区の大半が農振農用地であり、農業と調和を図りながら、市街化調整区域においても地区計画制度等を活用することにより、現行制度の中でも街づくりは可能なものとなっております。

3. 雫石町に近接する区域の街づくり

雫石町周辺部は、上述のように都市計画区域の制度上の相違はあるものの、繋温泉等を観光拠点として、地域としての一体性を尊重しながら、共通の土地利用計画を定め、地区計画制度や特定用途制限地域等の制度を活用した街づくりが考えられます。

区分	共通課題
住宅政策	都市計画法上、人口 10 万人以上の都市には、網がかかるということを逆に利用した住宅政策を考えれば、合併するより今までの方がやりやすいかもしれない。特例をつくりながらやっていくことが必要。

1. 市街化区域及び市街化調整区域（線引き）の制度が見直しになりました

平成 13 年 5 月 18 日に施行になった改正都市計画法において市街化区域及び市街化調整区域（線引き）制度が改正になりました。

<これまで>

線引き制度は、全ての都市計画区域において行われることが基本で、規制等の特例として当分の間、大都市や人口 10 万人以上の市と関連のある都市計画区域に指定することとなっておりました。

盛岡市は、都市計画区域を構成する矢巾町、滝沢村、玉山村と一緒に線引き制度の対象都市として位置付けられていたものであります。

<改正により>

線引きをするか否かは、原則として都道府県が判断し、県が策定する都市計画区域マスタープランにおいて定めることとなりました。

2. 線引きの考え方は

線引きの意義は、「無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地と健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすもの」とされております。

また、この判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的を達成するため、以下の視点によるものとされております。

- (1) 市街地の拡大可能性
- (2) 良好な環境を有する市街地の形成
- (3) 緑地等自然環境の整備又は保全への配慮

3. 周辺町村における住宅政策と線引き制度について

<都市計画区域は>

都市計画の基本的な考え方から、合併に関わらず一体の都市を形成する区域を都市計画区域として定めることとされております。

<線引き制度は>

今後、県において盛岡広域都市計画を形成する市町村は、同一の区域として制度が判断されることとなります。また、新たに都市計画区域に加わることとなる町村が生じれば、当市と同様に、これに依ることとなります。

なお、盛岡広域都市計画区域といたしましては、人口が増加している状況であり、適切な市街地の規制誘導による計画的な市街地形成の中で住宅政策が進められることが必要と思慮されます。

<線引きが行われていない町村は>

人口増加が著しい町村等におきましては、計画的な土地利用が必要と思慮されますが、改正都市計画法により線引きや特定用途制限地域等の制度が整いましたことから、これらの活用により、より計画的な住宅政策が進められるべきと考えられます。

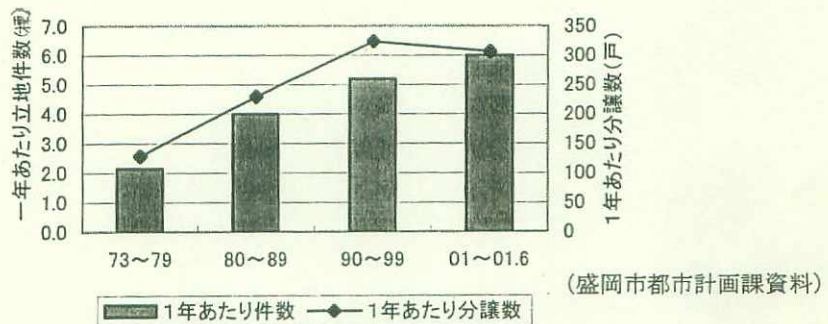
区分	共通課題
住宅政策	<盛岡市> 中心市街地活性化を利用し、盛岡の中心地に人を住まわせる方法の議論も必要。
	<矢巾町・紫波町> 若い世代は、矢巾町、紫波町に住宅を購入し、そこから盛岡に通勤する実態がある。

1. 中心市街地における夜間人口の増加について

「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（平成 11 年 10 月 22 日岩手県）におきましては、中心市街地において高度利用等により夜間人口の確保に努めることとしており、実態としても商業地域を中心にマンション等の建設が行われている状況にあります。

一方、現在策定がすすめられております市都市計画マスタープランにおいては、高層建築物による眺望への影響も懸念されており、今後も、これらとの調和を図りながら中心市街地の夜間人口確保に資する都市計画を図ってまいりたいと考えております。

図 マンション立地状況
(分譲共同住宅)

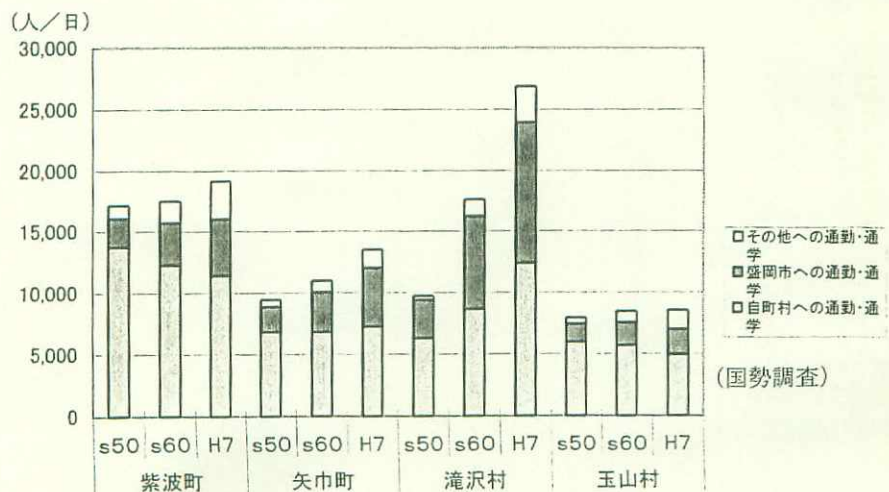


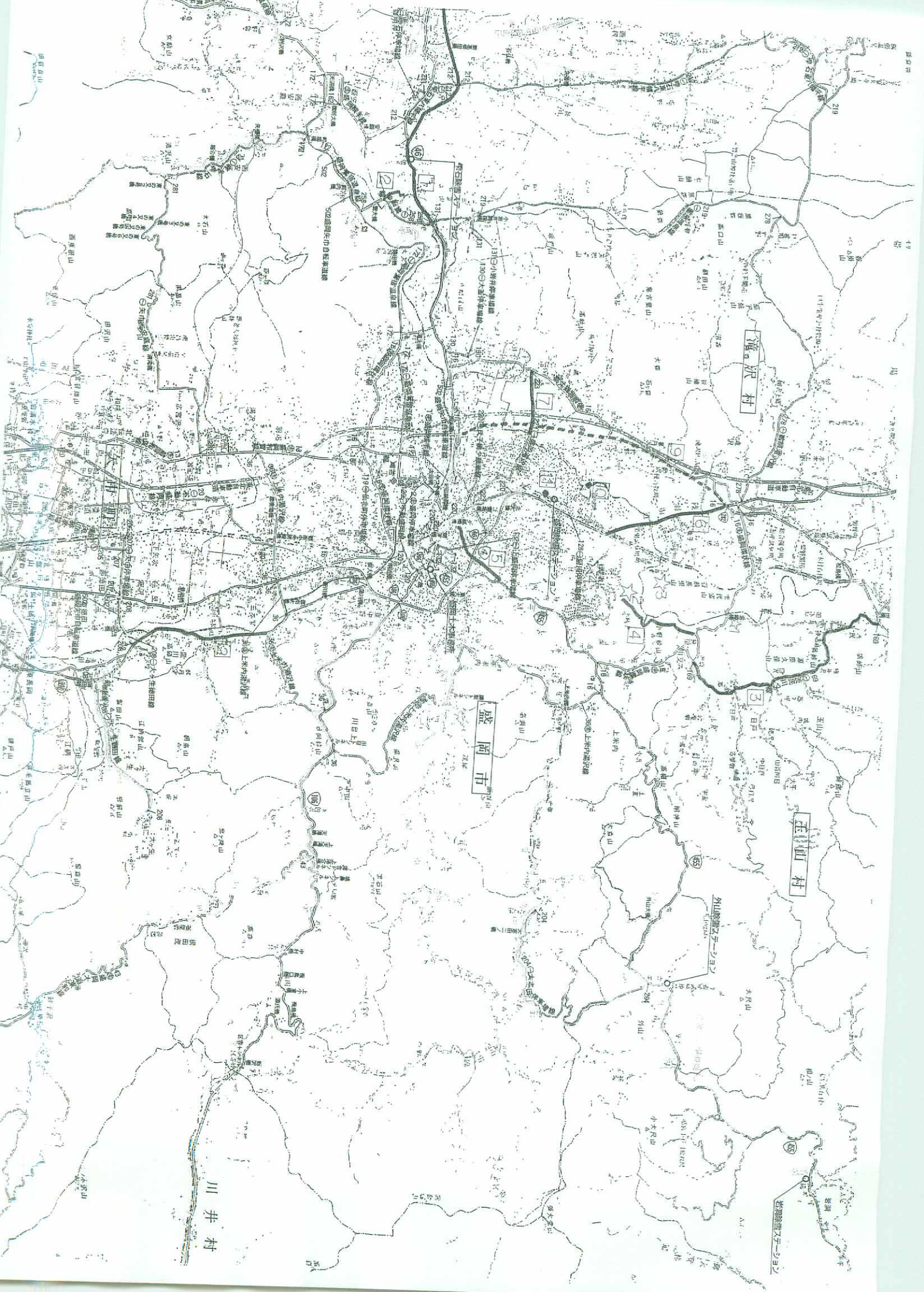
2. 周辺町村との結びつきについて

盛岡市の周辺町村においては、当市やその他の市町村からの転入により、人口が増加している状況にあり、当市への通勤・通学者も年々増加している状況にあります。

これは、単に安価な住居を求めて周辺町村へ居住しているだけでなく、一戸建てに対する志向もあるものと考えられ、現在進めている市街地整備事業の早期完成など盛岡広域都市計画として周辺町村との調整を図りながら、適切な市街地確保に今後も努めてまいりたいと考えております。

図 通勤通学状況



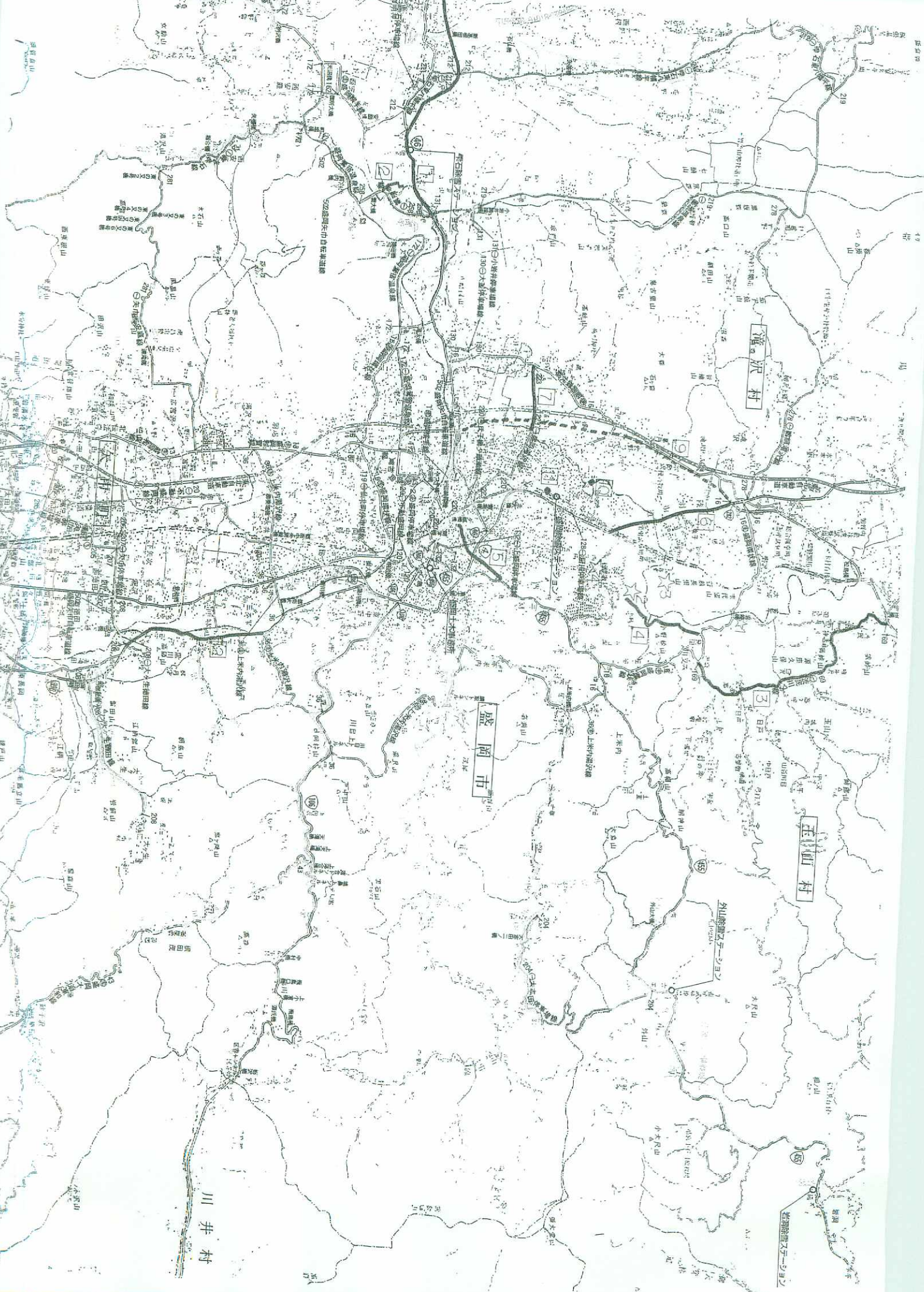


滝沢村

盛岡市

北山田村

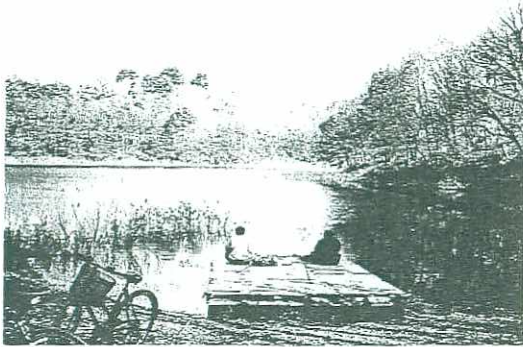
川井村



拠点地区

湖畔に見られるいろいろな特色を生かして、4つの拠点地区を設けます。

- ・四十四田ダムサイト地区
- ・松園水辺公園地区
- ・柳平水辺活動地区
- ・滝沢自然観察地区

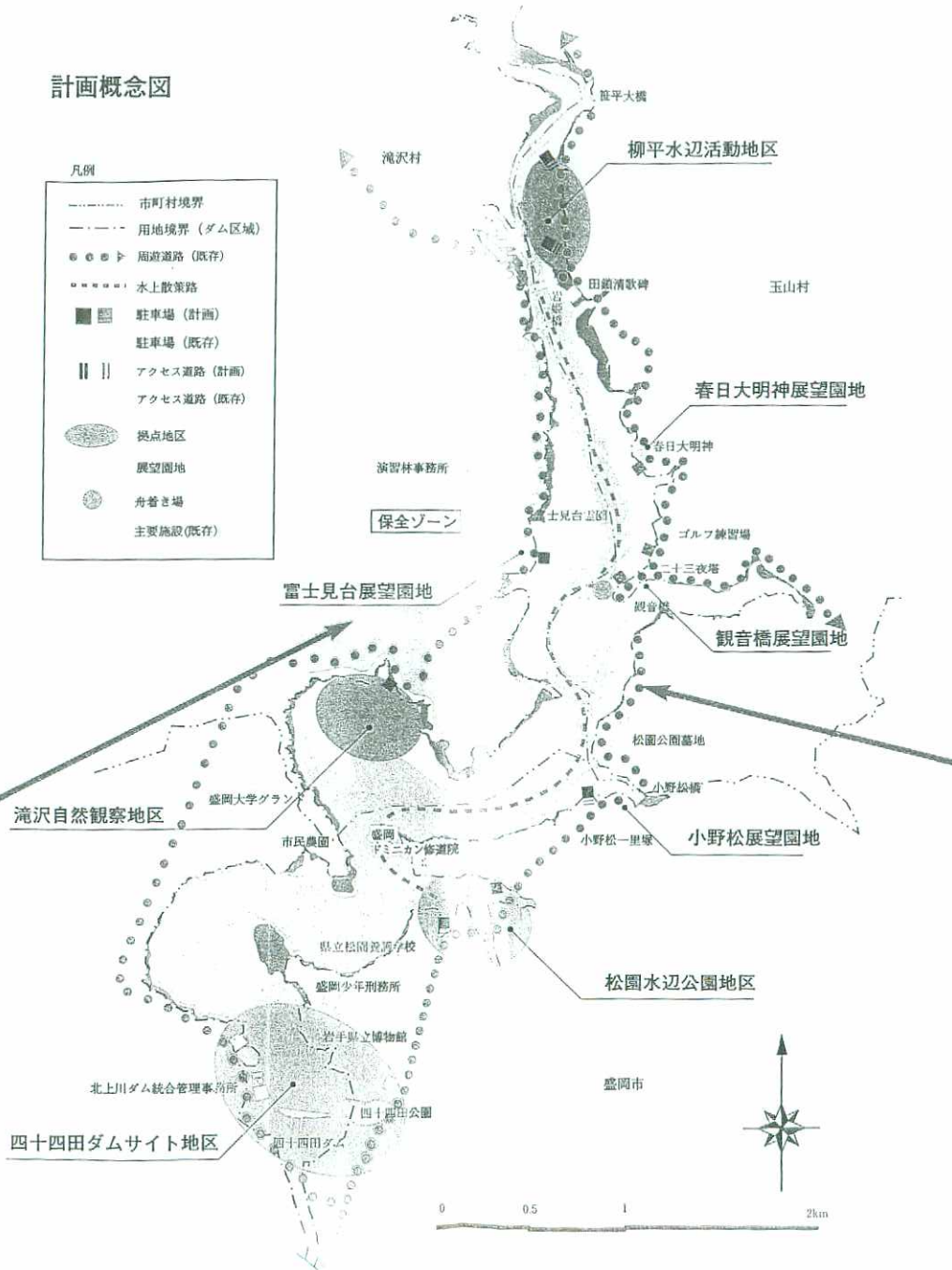


保全ゾーン

現在ある自然状態を最優先するゾーン



計画概念図



展望園地

岩手山や姫神山、また湖を美しく望むことができる眺望点には、展望園地を設けます。



周遊道路

各拠点地区を結び、多種多様な自然を満喫できるように、既存道を周遊道路として利用します。

